

旭健推第242号  
令和2年5月18日

各医療機関の長

旭川市保健所長 鈴木直己  
(健康推進課担当)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」について（通知）

日頃から本市の保健衛生行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月13日付け健感発0513第4号で厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありましたのでお知らせします。

## 1 概要

(1) 臨床的特徴等について、症状等について5月13日時点の知見に基づき改正。

(2) 届出基準について

ア 検査方法に「迅速診断キットによる病原体の抗原の検出」及び検査材料に「鼻咽頭拭い液」を追加した。

イ 分離・同定による病原体の検出及び検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出の検査材料について、現時点における知見を踏まえ、病原体や病原体の遺伝子の検出頻度の高い検体を明記。

なお、実際に新型コロナウイルス感染を疑う患者等に対する核酸増幅法において使用する検体については、引き続き、国立感染症研究所が作成している「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」で示されている「検体送付の優先順位」に従って実施されたい。

(3) 感染が疑われる患者の要件のうち、「WHOの公表内容から」については、流行の実態を迅速かつ柔軟に反映させるため、WHOの公表内容に限らず、「新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」を示すため修正。

(4) 感染が疑われる患者の要件として、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について」（令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）別紙において「1 検査対象者」となる場合を新たに追加。

## 2 適用日等

令和2年5月13日より適用する。

## 3 関係通知

旭川市ホームページ上の、「ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て> 医療機関・薬局等> お知らせ> 感染症に関する通知 令和2年度」に掲載

(連絡先)

健康推進課保健予防係  
担当 鈴木

TEL 25-9848

FAX 26-7733